賃金構造基本統計調査の現行の職種解説

（注）×（含まれない職種）として例示されているもので（）内に番号が記入してあるものは、その番号の職種として扱われることを示します。

専門的・技術的関連職業従事者

201 自然科学系研究者

○（含まれる職種） 食品化学研究員、電気工学研究員、農学研究員、医学研究員、薬学研究員

×（含まれない職種） 化粧品製造技術者、大学付属研究所教授、試験工(202)、化学分析員(202)

仕事の概要

研究所、研究室などの研究施設において、専ら理学、工学、農学、医学、薬学など自然科学に関する基礎的・理論的研究、試験、検定、分析、鑑定、調査などの専門的、科学的な業務に従事する者をいう。

除外

1） 大学の研究室で講義のかたわら研究、試験、調査などの仕事に従事している者

2） 専門的・科学的知識と手段を生産に応用する業務に従事する者

202 化学分析員

○（含まれる職種） 分析工、試験工

仕事の概要

無機化合物及び有機化合物の定性分析、定量分析、容量分析、機器分析等の化学分析の仕事に従事する者をいう。

除外

1） 金属材料の引張試験、組織顕微鏡試験などの仕事に従事する者

2） 専ら、分析用器材の製作、補修の仕事に従事する者

203 技術士

○（含まれる職種）機械技術士、船舶技術士、航空機技術士、電気技術士、化学技術士、資源工学技術士、建設技術士、経営工学技術士

×（含まれない職種） 技術士補

仕事の概要

科学技術に関する高度の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価、又は、これらに関する指導の業務を行う者をいう。

説明事項

技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士の資格を有し、文部科学大臣の登録を受けた者をいう。

機械、船舶・海洋、航空・宇宙、電気電子、化学、繊維、金属、資源工学、建設、上下水道、衛生工学、農業、森林、水産、経営工学、情報工学、応用理学、生物工学、環境、原子力・放射線、総合技術監理の 21 の技術部門からなる。

204 一級建築士

○（含まれる職種） 建築士法にいう一級建築士

×（含まれない職種）二級建築士、木造建築士、建築技術士、土地家屋調査士

仕事の概要

一級建築士の資格を有し、住宅その他の建築物の建設、改修、維持に関する計画、設計、技術指導、施工管理、検査などの技術的な業務に従事する者をいう。

説明事項

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に定める一級建築士免許を有する者で、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務に従事している者をいう。

除外

一級建築士の免許を有していても、管理的業務等上記以外の業務に専ら従事する者

205 測量技術者

○（含まれる職種） 測量士、測量士補、森林測量技術者、道路測量士、鉱山測量技術者、水路測量技術者、港湾測量技術者、方位測定技術員、航空写真測量技術者、地図測量士

×（含まれない職種）土木技術者、土地家屋調査士、測量作業者

仕事の概要

土地・水路・森林・鉱山・港湾・航空写真等の測量に関する計画、機械の調節、作業の実施、指導など、及び、測量に関する成果・資料のとりまとめなどの技術的な仕事に従事する者をいう。

説明事項

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づく測量士又は測量士補の免許を有している者であるか否かを問わない。

206 システム・エンジニア

○（含まれる職種） システム・プランナー、システム・アナリスト

×（含まれない職種）プログラマー（207）、電子計算機オペレーター（303）

仕事の概要

電子計算機の規模能力を考慮の上、業務を総合的に分析し、より効果的に計算機を利用できるよう、業務をシステム化するための設計をする仕事に従事する者をいう。

説明事項

対象業務の目的、狙い等全体的な検討、分析から、システムの図形化、インプット、アウトプット、ファイルの内容・形式の立案等、プログラミングの前提となる部分を担当する。

したがって、知識技能は、プログラマーよりも高度なものを必要とする。

207 プログラマー

×（含まれない職種） システム・エンジニア(206)、電子計算機オペレーター(303)

仕事の概要

主としてシステム・エンジニアによって作成されたデータ処理のシステムを検討して、電子計算機に行わせるプログラムを作成し、操作手順書を作る仕事に従事する者をいう。

説明事項

電子計算機を利用する流れ図を作成し、プログラム言語を用いて、計算機に利用出来るように流れ図を指令コードに翻訳してプログラムを作成する。時には、簡単な業務の分析を行ったり、自ら、オペレーターの作業に従事することもある。専ら、コーディングのみを行う者も、プログラマーに含む。

除外

1) 専ら、電子計算機の操作に従事する者
2) 専ら、電子計算機を利用できるよう業務の分析等の仕事に従事する者

208 医師

○（含まれる職種） 医師法による医師

×（含まれない職種） 医学教育者、医学研究者、歯科医師法による歯科医師(209)

仕事の概要

身体各部の疾患、機能障害の診断、治療、手術、健康相談指導及び伝染病予防等公衆衛生上必要な医学的処置を行う仕事に従事する者をいう。

説明事項

医師法（昭和23年法律第201号）第2条により、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医療業務に従事している者をいう。

除外

1) 専ら、医学的な検定、検査、診療に伴う病理、細菌に関する業務に従事する者
2) 専ら、臨床以外の医学教育又は研究に従事する者
3) 専ら、保健衛生行政の業務に従事している者

209 歯科医師

○（含まれる職種） 歯科医師法による歯科医師、歯科医院長、歯科診療所長（歯科医師）

×（含まれない職種） 歯科衛生士(218)、歯科技工士(219)、歯科大学教授(231)

仕事の概要

歯科医師の免許を有し、歯牙とその周辺組織、及び、口腔に生ずるすべての疾患について診断、治療、予防指導などの専門的、技術的な仕事に従事する者をいう。

説明事項

歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 2 条により、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、歯科医療業務に従事する者をいう。

歯科医師の免許を有する歯科診療所長も含まれる。

除外

大学の教授、准教授、又は、講師であって、大学付属の病院などで、学生、研究生に対して教育を行うとともに、診断、治療などの仕事に従事する者

210 獣医師

○（含まれる職種） 獣医師法による獣医師、家畜診療所長（獣医師）、と畜検査員、犬猫病院長（獣医師）、家畜検疫官

×（含まれない職種） 畜産技術者、装てい師、獣医科大学教授(231)、食品衛生監視員、環境衛生監視官、検疫技術者

仕事の概要

獣医師の免許を有し、家畜、家きん、愛がん動物などの診療、動物及び畜産物の検疫などの専門的、技術的な仕事に従事する者をいう。

説明事項

獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条により、獣医師国家試験に合格し、農林水産大臣の免許を受けた者で、獣医師に従事する者をいう。

獣医師の免許を有する家畜診療所長、及び、動物畜産物の病原の有無について検査し、と殺処分、消毒などの取締の業務に従事する者も含まれる。

除外

1) 研究施設において、獣医学的知識に基づいて、動物用医薬品に関する試験、研究の専門的、科学的な業務に従事する者
2) 家畜の診療、動物又は、畜産物の検疫などの専門的な仕事に付随する技術的補助業務に従事する者
3) 削てい、装ていの業務に従事する者

211 薬剤師

○（含まれる職種） 薬剤師法による薬剤師

×（含まれない職種） 薬学教育者、薬学研究者

仕事の概要

主として医薬品の調製、鑑定、保存、調剤等に関する専門的、技術的な業務に従事する者をいう。

説明事項

薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)第 2 条及び第 3 条

により、薬剤師として厚生労働大臣の免許を受けた者で、薬事の業務に従事している者をいう。

除外

1) 専ら、薬学的な試験、検定、研究に従事する者
2) 専ら、医薬品の製造、管理に従事する者

212 看護師

○（含まれる職種） 保健師助産師看護師法による看護師
×（含まれない職種） 准看護師(213)、看護補助者(214)、見習看護師、付添人、家政婦、保健師、助産師

仕事の概要

傷病者又は妊産婦に対する療養上の世話又は診療上の補助の仕事に従事する者をいう。

説明事項

保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 7 条及び同法附則第 53 条により、厚生労働大臣又は都道府県知事の免許を受け、療養上の世話、診療の補助の仕事に従事している者をいう。

除外

医師、看護師等の指示を受けて、看護の補助業務に従事するかたわら、看護業務の修習に従事する者（看護補助者）

213 准看護師

×（含まれない職種） 看護師(212)、看護補助者(214)、付添人、家政婦

仕事の概要

医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者又は妊産婦に対する療養上の世話又は診療の補助の仕事に従事する者をいう。

説明事項

保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 8 条により、准看護師として都道府県知事の免許を受け、療養上の世話、診療の補助の仕事に従事している者をいう。

除外

1) 保健師助産師看護師法による免許を有しない者
2) 医師、看護師等の指示を受けて、看護の補助業務に従事するかたわら、看護業務の修習に従事している者（看護補助者）

214 看護補助者

×（含まれない職種） 看護師(212)、准看護師(213)、付添人、家政婦

仕事の概要

医師、看護師の指示を受けて、看護の補助業務に従事するかたわら、看護業務の修習に従事している者をいう。

説明事項

保健師助産師看護師法による免許を有しない者をいう。

215 診療放射線・診療エックス線技師

○（含まれる職種） 診療放射線技師、診療エックス線技師

仕事の概要

医師又は歯科医師の指示を受けて、放射線、エックス線を人体に対して照射（撮影を含む）し、照射録を作成する仕事に従事する者をいう。

説明事項

診療放射線技師法(昭和 26 年法律第 226 号)第 3 条及び同法附則第 9 項により、診療放射線技師として、厚生労働大臣の免許を受けた者及び診療エックス線技師として、都道府県知事の免許を受けた者で、放射線（診療エックス線技師にあっては、百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線）を人体に照射する業務に従事する者をいう。

216 臨床検査技師

○（含まれる職種） 臨床検査技師
×（含まれない職種） 衛生検査技師

仕事の概要

医師の指導、監督のもとに、病院、診療所で、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び心電図検査、脳波検査、超音波検査等の生理学的検査を行う者をいう。

説明事項

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第 3 条により、厚生労働大臣の免許を受け、上記の仕事に従事する者をいう。

除外

衛生検査技師

217 理学療法士、作業療法士

×（含まれない職種） 視能訓練士、リハビリ技術者

仕事の概要

医師の指示の下に、身体に障害のある者に対し、主として基本的動作能力を回復させるため、治療体操などの運動を行わせたり、電気刺激・マッサージ・温熱その他の物理的手段による療法を専門的に行う仕事に従事する者、又は、医師の指示の下に、身体に障害のある者に対し、主として応用動作能力又は社会的適応能力を回復させるため、手芸・工芸その他の作業を行わせるなど作業療法を専門的に行う仕事に従事する者をいう。

説明事項

理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号)による国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者をいう(PT(PhysicalTherapist(理学療法士)の略)、

OT(OccupationalTherapist(作業療法士)の略)と呼ばれる。)。

除外

主としてマッサージ等の仕事に従事する者、聴能訓練、言語治療、視能訓練等のリハビリテーションなどの仕事に従事する者

218 歯科衛生士

○(含まれる職種) 歯科衛生士法にいう歯科衛生士

×(含まれない職種) 歯科技工士(219)

仕事の概要

歯科衛生士法(昭和 23 年法律第 204 号)に定める歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の指導の下に歯牙及び口腔の疾患の予防処置に関する仕事に従事する者をいう。

除外

歯科衛生士の免許を有していても、経理事務等上記以外の業務に専ら従事する者

219 歯科技工士

○(含まれる職種) 歯科技工士法にいう歯科技工士

×(含まれない職種) 歯科衛生士(218)

仕事の概要

歯科技工士法(昭和 30 年法律第 168 号)に定める歯科技工士の免許を有し、歯科医師の指示の下に歯科医療用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の作成、修理又は加工の作業に従事する者をいう。

除外

歯科技工士の免許を有していても、経理事務等上記以外の業務に専ら従事する者

220 栄養士

○(含まれる職種) 栄養士法による栄養士及び管理栄養士

×(含まれない職種) 調理士(503)、食品衛生監視員、食品衛生管理者

仕事の概要

献立の作成、栄養価の計算、特別治療食の調理、その他これに伴う食餌相談、し好調査、栄養摂取状況調査、栄養指導などの仕事に従事する者をいう。

除外

専ら、飲食店、料亭、旅館、ホテル等において旅客又は従業員の食事の調理にのみ従事する者

221 保育士(保母・保父)

○(含まれる職種) 児童福祉法による保育士、国家戦略特別区域法による国家戦略特別区地域限定保育士

×(含まれない職種) 寮母

仕事の概要

保育所、母子生活支援施設(保育室のある母子生活支援施設に限る。)、知的障害児施設、知的障害児通園施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び児童養護施設等において、本務として在職し、児童の保育に従事する者をいう。

説明事項

児童福祉法(昭和22年法律第164号)又は国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)により、都道府県知事の登録を受け、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

222 介護支援専門員(ケアマネージャー)

仕事の概要

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況に応じて適切な介護サービスを利用できるよう市町村、居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う仕事に従事する者をいう。

説明事項

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による厚生労働省令で定められた実務経験を有し、同省令に基づき都道府県知事が行う「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格し、かつ、同知事が行う「介護支援専門員実務研修」を修了して、「介護支援専門員資格登録簿」への登録および、期間の有効な「介護支援専門員証」の交付を受けた者で、専ら上記の業務に従事する者をいう。

除外

上記法律・省令による課程を修了し、都道府県知事による登録および期間の有効な「介護支援専門員証」の交付を受けた者であっても、専ら上記以外の業務に従事している者

223 ホームヘルパー

○(含まれる職種) ホームヘルパー、訪問介護員

×(含まれない職種) 家政婦(父)、お手伝い、家事手伝い、ベビーシッター

仕事の概要

在宅介護サービスを提供する団体等からの指示等により、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者の居宅を訪問し、その者に対する入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する仕事に従事する者をいう。

説明事項

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)による介護福祉士の資格をもっている者で、ホームヘルパーの仕事に従事している者も含まれる。

除外

個人の家庭又は個人などの求めに直接応じて調理、洗濯、掃除、介護を要する者に対する入浴・食事等の世話などの仕事に従事する者

224 福祉施設介護員

○（含まれる職種） 寮母・寮父、介護(職)員、介護福祉士
×（含まれない職種） 園長、施設長、ホーム長、ホーム管理人、保育士(221)

仕事の概要

児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設その他の福祉施設において、入所者の身近な存在として、日常生活の身の回りの世話や介助・介護の仕事に従事する者をいう。

説明事項

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）による介護福祉士の資格を持っている者で、各種福祉施設で寮母・寮父としての仕事に従事している者も含まれる。

除外

1) 各施設の園長、施設長、ホーム長、ホーム管理人などで、管理的業務に従事する者
2) 各種の施設において、専ら食事を作ったり、洗濯、掃除などの仕事に従事している者

225 弁護士

○（含まれる職種） 弁護士法による弁護士
×（含まれない職種） 公証人、司法修習生、弁理士

仕事の概要

当事者その他関係人の依頼、又は、官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訴訟事件、訴願、審査の請求、異議の申立てなど行政庁に対する不服申立て事件に関する行為その他一般の法律事務を行う者をいう。

説明事項

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく弁護士の資格を有し、日本弁護士連合会の登録を受けた者をいう。

226 公認会計士、税理士

○（含まれる職種） 公認会計士法による公認会計士、税理士法による税理士
×（含まれない職種） 会計事務員、行政書士、弁理士、会計士補、会計士見習

仕事の概要

他人の求めに応じて財務書類の監査又は証明、財務資料の調整、財務に関する調査若しくは立案、財務に関する相談などの仕事に従事する者、及び、他人の求めに応じて租税に関する申告、申請、再調査若しくは審査の請求又は異議の申立て、過誤納税金の還付請求などについての代理、税務官公署に提出する書類の作成、税務に関する相談などの仕事に従事する者をいう。

説明事項

公認会計士法（昭和23年法律第103号）に基づく公認会計士の資格を有し、日本公認会計士協会の登録を受けた者、又は、税理士法（昭和26年法律第237号）に基づく税理士の資格を有し、日本税理士会連合会の登録を受けた者をいう。

227 社会保険労務士

○（含まれる職種） 社会保険労務士法による社会保険労務士
×（含まれない職種） 中小企業診断士、経営コンサルタント

仕事の概要

中小企業の経営者や年金受給者の依頼に応じて、労働保険・社会保険関係の申請書等の作成・提出の代行・申請手続きの代理、人事労務に関する診断・相談・指導などの仕事に従事する者をいう。

説明事項

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）に基づく社会保険労務士の資格を有し、全国社会保険労務士会連合会の登録を受けた者をいう。

228 不動産鑑定士

○（含まれる職種） 不動産鑑定士

仕事の概要

土地若しくは建物、又は、これらに関する所有権以外の経済価値を判定し、その結果を価値に表示する業務を行う者をいう。

説明事項

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）に基づき、国土交通大臣の登録を受け、不動産鑑定士の名称を用いて不動産鑑定業者の業務に関し、不動産の鑑定評価を行う者をいう。

229 幼稚園教諭

×（含まれない職種） 助教諭、養護教諭、養護助教諭

仕事の概要

幼稚園等において幼児の保育及び教育に従事する者をいう。

説明事項

幼稚園教諭の1種又は2種の普通免許状を有する者で、幼稚園教諭として幼児の教育に従事している者をいう。

230 高等学校教員

○（含まれる職種） 高等学校教諭、養護教諭、栄養教諭
×（含まれない職種） 高校溶接実習助手

仕事の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）にいう高等学校において、生徒の高等普通教育、専門教育、養護及び栄養指導・管理の業務に従事する者をいう。

説明事項

高等学校教諭の専修又は1種、養護教諭の専修、1種又は2種の普通免許、栄養教諭の専修、1種又は2種の普通免許を有する者で、高等学校において生徒の教育、養護、栄養指導・管理の業務に従事している者をいう。

除外

上記の免許を有していても、専ら実技の指導、実験、実習の補助的な仕事に従事する者

231 大学教授

○（含まれる職種） 大学教授、短期大学教授

×（含まれない職種） 大学理事、大学准教授（232）

仕事の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）にいう大学(大学院を含む。)、短期大学において、教授の地位にあり、学生に専門の学芸を教授する者をいう。

説明事項

大学の学部、短期大学の学科において、学生に対し専門的・科学的知識に基づく実験、実習の指導及び研究に従事する教授、大学、短期大学の研究所、教育・研究施設、大学付属の病院などにおいて、学生、研究生に対して教育を行うとともに研究、診断、治療などの業務に従事する教授も含まれる。

除外

1）大学付属の研究所などにおいて、専ら教育以外の業務に従事する者

2）たとえ教授であっても学長、学部長等の管理的業務に従事する者

232 大学准教授

○（含まれる職種） 大学准教授、短期大学准教授

×（含まれない職種） 大学理事、大学教授（231）

仕事の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）にいう大学(大学院を含む。)、短期大学において、准教授の地位にあり、学生に専門の学芸を教授する者をいう。

説明事項

大学の学部、短期大学の学科において、学生に対し専門的・科学的知識に基づく実験、実習の指導及び研究に従事する准教授、大学、短期大学の研究所、教育・研究施設、大学付属の病院などにおいて、学生、研究生に対して教育を行うとともに研究、診断、治療などの業務に従事する准教授も含まれる。

除外

大学付属の研究所などにおいて、専ら教育以外の業務に従事する者

233 大学講師

○（含まれる職種） 大学講師、短期大学講師、非常勤講師、非常勤短期大学講師

×（含まれない職種） 大学理事、大学教授(231)、大学准教授(232)

仕事の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）にいう大学（大学院を含む。）、短期大学において、学生に専門の学芸を教授する者をいう。但し、教授、准教授の地位にある者を除く。

説明事項

常勤、非常勤を問わず、大学講師の業務に従事する者をいう。

大学の学部、短期大学の学科において、学生に対し専門的・科学的知識に基づく実験、実習の指導及び研究に従事する講師、大学、短期大学の研究所、教育・研究施設、大学の付属の病院などにおいて、学生、研究生に対して教育を行うとともに、研究、診療、治療などの業務に従事する講師も含まれる。

除外

大学付属の研究所などにおいて、専ら教育以外の業務に従事する者

234 各種学校・専修学校教員

○（含まれる職種） 各種学校教員、専修学校教員

仕事の概要

各種学校及び専修学校において、学生、生徒に対する各種教科、実技などの教育に従事する者をいう。

説明事項

ここにいう専修学校、各種学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に定める専修学校、同第134条に定める各種学校をいう。

235 個人教師、塾・予備校講師

○（含まれる職種） 英語教室教師、学習塾教師、進学塾講師（各種学校でないもの）、予備校講師（各種学校でないもの）、家庭教師、音楽教室教師、義太夫師匠、社交ダンス教師、茶道教授、英会話教室教師、柔道師範、体操クラブコーチ、エアロビクスインストラクター

×（含まれない職種） 各種学校教師(234)、高等学校音楽教師(230)、ピアニスト（個人に教授していない者）、日本舞踊家（個人に教授していない者）、柔道整復師

仕事の概要

学校教育の補習のための個人指導に従事する者、個人

教授所などにおいて、楽器の演奏、声楽、舞踊、茶道、生花、書道、囲碁、マージャンなどの個人教授に従事する者、興行的でない運動競技の個人教授、個人指導に従事する者をいう。

説明事項

小唄、浄瑠璃、踊りの師匠、武道の師範も含まれる。

除外

専修学校、各種学校において、学校教育の補習のために従事する者

236 記者

○（含まれる職種） 新聞記者、放送記者

×（含まれない職種） 雑誌・書籍の編集者、論説員

仕事の概要

新聞社、通信社、雑誌社、放送会社等において政治、経済、社会、スポーツ、文化等の担当分野について、観察、インタビューなどにより、ニュース価値のある出来事に関する事実を収集し、ニュース記事、解説記事、観測記事などを執筆する者、取材記者が取材したニュース原稿を取捨選択し、紙面構成を行う仕事に従事する者又は記事の校閲に従事する者をいう。

除外

1） 専ら、社説又は論説として、新聞紙面に掲載する論文の原稿を作成する者

2） 専ら、雑誌、書籍の企画を出し、執筆者に原稿を依頼する仕事に従事する者

237 デザイナー

○（含まれる職種） デザイナー、服飾デザイナー、商業デザイナー、インテリアデザイナー、ディスプレイデザイナー、テキスタイルデザイナー、ファッションデザイナー、フラワーデザイナー、グラフィックデザイナー、広告デザイナー、インダストリアルデザイナー、図案家、建築装飾図案家、陶磁器デザイナー、友禅図案家、レイアウター（広告・宣伝業）

仕事の概要

工業的製品、商業的製品、その他の物品又は環境などに関し、用途、材質、製作法、機能、美的要素などを考慮し、形状、模様、色彩、位置、照明などについて意匠を創作し、図上への設計、表現を行う専門的な仕事に従事する者をいう。

事務関連従事者

301 ワープロ・オペレーター

○（含まれる職種） ワープロ・オペレーター

×（含まれない職種） 一般事務員、電子計算機オペレーター（303）

仕事の概要

ワードプロセッサーを操作し、機械の文字変換機能や編集機能により、受け取った原稿に従って文書や図表を入力する業務に専ら従事する者をいう。

除外

主として秘書等他の仕事を業務としており、付随的にワードプロセッサーを使用して、文書を入力する仕事に従事する者

302 キーパンチャー

○（含まれる職種） パンチ・オペレーター、穿孔員、検孔員

×（含まれない職種） 集団複写穿孔機操作員、計算穿孔機操作員、テープ穿孔タイプライター操作員

仕事の概要

主として、穿孔機又は穿孔検査機を操作し、伝票、調査票又は原書類等の必要事項をパンチカードに穿孔し、又は穿孔済カードを検査する仕事に従事する者をいう。

除外

専ら、穿孔機又は検孔機の点検、整備の仕事に従事する者

303 電子計算機オペレーター

○（含まれる職種） 電子計算機操作員

仕事の概要

プログラマーより、プログラムやインプットデータを受け取り、与えられた操作手順書によって、電子計算機を操作し、アウトプットを作成する仕事に従事する者をいう。

説明事項

アウトプットを正しく作成するため、カードや磁気テープなどのデータを電子計算機に取り付け又は取りはずす仕事並びに各装置の操作、監視及び日常の管理の仕事を担当する。

販売関連従事者

401 百貨店店員

○（含まれる職種） 店員、販売員

×（含まれない職種） レジスター、事務員、配達人、集金人、飲食店給仕従業者(505)

仕事の概要

百貨店において、商品を販売する仕事に直接従事する者をいう。

説明事項

百貨店とは、衣・食・住に関する各種の商品を販売する店（デパートメントストア、総合スーパー）であり、その店の従

業員が常時 50 人以上のものをいう。

除外

1) 専ら、商品の宣伝販売の仕事に従事する者
2) 主として、売上伝票の作成、記帳等を行い、付随的に商品を販売する仕事に従事する者
3) 専ら、エレベーターの操縦に従事する者
4) 専ら、入口やエスカレーターのそばで、客の応接、店内案内をする者

402 販売店員（401 百貨店店員を除く。）

○（含まれる職種） 店員、販売員

×（含まれない職種） レジスター、配達人、集金人、事務員、外交員

仕事の概要

店舗において、商品を販売（卸売、小売を問わない。）する仕事に従事する者をいう。

除外

1) 専ら、商品の配達、集金の仕事に従事する者
2) 主として、売上伝票の作成、記帳等を行い、付随的に商品を販売する仕事に従事する者
3) 専ら、商品の宣伝の仕事に従事する者
4) 専ら、店舗外において商品の仕入、販売の仕事に従事する者
5) 飲食店等で客の接待、食事運搬などのサービスの仕事に従事する者

403 スーパー店チェッカー

×（含まれない職種） スーパー店チェッカー以外の店員、スーパー店以外のチェッカー・レジスター

仕事の概要

スーパー店において、来客の買い上げた品物を点検し、品物の代金を金銭登録機に登録し、来客より現金等を受け取り、領収証を発行し、来客に対しつり銭を渡す仕事に従事する者をいう。

説明事項

スーパー店とは、包装され、値段が表示されている商品を店に備えつけられたバスケットなどにより、客が自分で取り集め、店又は売場の出口に設けられた勘定場で一括して代金の支払いを行う販売方式を採用している小売業をいう。

404 自動車外交販売員

○（含まれる職種） 自動車セールスマン

×（含まれない職種） 原動機付自転車セールスマン、特殊自動車セールスマン、二輪自動車セールスマン

仕事の概要

家庭、事業所等を訪問し、乗用車、貨物自動車等の自動車（新車、中古車を問わない。）の販売活動を行う者をいう。

説明事項

ここにいう自動車とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に定める普通自動車及び小型自動車のうち四輪自動車をいう。

除外

1) 専ら、原動機付自転車の外交販売に従事する者
2) 専ら、特殊自動車の外交販売に従事する者
3) 専ら、二輪自動車の外交販売に従事する者

405 家庭用品外交販売員

○（含まれる職種） 各種家庭用品のセールスマン及び外交販売員

×（含まれない職種） 販売店員(402)、自動車外交販売員(404)、証券外交販売員、保険外交員(406)

仕事の概要

家庭等を訪問し、書籍、新聞、ミシン、編機、ベッド、電気器具、化粧品等の家庭用品の販売の仕事に従事する者をいう。

説明事項

販売商品、見本、カタログ、商品目録を携行して、家庭等を訪問して、取扱商品の販売の仕事に従事する者をいう。時には販売商品の修理などのアフターサービスの仕事を行うこともある。

除外

1) 専ら、自動車及び証券の販売、保険の契約、勧誘を行う仕事に従事する者
2) 専ら、不動産の斡旋、仲介を行う仕事に従事する者
3) 酒店、クリーニング店などのいわゆる御用聞きの仕事に従事する者

406 保険外交員

○（含まれる職種） 保険外務員、保険勧誘員

×（含まれない職種） 集金人、代理人、外務員監督、外務員指導員

仕事の概要

生命、火災、海上、傷害、運送、その他の保険について保険会社又は保険代理店に所属して保険契約の募集の仕事に従事する者をいう。

除外

保険会社の委託を受け、保険契約の締結、保険料の収納の仕事に従事する者

サービス関連職業従事者

501 理容・美容師

○（含まれる職種） 理容師法又は美容師法による理容師・美容師

×（含まれない職種） 理容師又は美容師実地修練生（インターン）、理容又は美容補助者、美容相談員

仕事の概要

顧客の頭髪の刈り込み、顔そり等の方法によって容姿を整える仕事に従事する者、又は、パーマネント、結髪、化粧等により顧客の容姿を美しくする仕事に従事する者をいう。

説明事項

理容師法(昭和 22 年法律第 234 号)第 2 条に基づき、理容師試験に合格し、都道府県知事又は厚生労働大臣の免許を受けた者、若しくは、美容師法(昭和 32 年法律第 163 号)第 3 条に基づき美容師試験に合格し、都道府県知事又は厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。

除外

専ら、顧客の美容に関する相談に応ずる者

502 洗たく工

○（含まれる職種） 洗浄工、乾燥工、しみ抜き工、アイロンかけ工、プレス工、検査工

×（含まれない職種） マーキング工、荷分工、分類工、包装工

仕事の概要

洗たく物を各種の洗たく機及び洗剤を用いて洗い、乾燥させるとともに、電気アイロン、蒸気アイロン、プレスマシン等を用いて、洗たくの済んだ品物のしわを伸ばし、型を直して折りたたむ仕事に従事する者をいう。

説明事項

1) ランドリー及びドライクリーニングにおいて、各種の洗たく機及び洗剤を用いて洗たく物を洗い、糊付け、青味付け、酸浴、脱水、乾燥、しみ抜き等をする仕事に従事する者をいう。

2) 洗たくの済んだ品物を洗い上り、破損の有無等を検査している者も含まれる。

除外

1) 専ら、洗たく物を洗たく方法別、色別に荷分けする仕事に従事する者

2) 専ら、仕上がった品物を包装し又は品質別、顧客別に分類する仕事に従事する者

503 調理士

○（含まれる職種） 調理師、料理人、板前、賄人、コック、キッチン、料理ベーカー、ストーブ前、焼方、煮方

×（含まれない職種） 立廻り(504)、洗い方(504)、釜(504)、仲番、炊飯、バーテンダー、パントリー(505)、栄養士(220)

仕事の概要

飲食店、料亭、旅館、ホテル等において、旅客又は従業員の食事の献立作成、食物の調理に従事する者をいう。

説明事項

調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）に定める調理師免許を有する者で、現実に調理師の業務に従事している者のほか、調理師の免許はないが、調理材料の下拵えをしたり、これを材料として煮物、蒸物、ねり物の仕込み又は仕上げをしたり、焼物や揚物を作ったりする者も含まれる。

除外

1) 専ら、焼方、煮方の間にあって、材料の持ち廻りをして、仕込みや仕上げの手伝いをする者

2) 専ら、調理場において、整理などの雑仕事に従事している者

3) 専ら、食堂、厨房において、客に供するため調理された料理を保温、冷蔵、盛付けする仕事に従事している者

4) 専ら、酒類の調合の仕事に従事している者

504 調理士見習

○（含まれる職種） 下働き、立廻り、洗い方、釜、コック見習

×（含まれない職種） 調理士(503)、焼方(503)、煮方(503)、パントリー(505)、仲番

仕事の概要

飲食店、料亭、旅館、ホテル等において、調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事に従事する者をいう。

説明事項

1) 専ら、調理士の指示により、焼方、煮方の間にあって材料の持ち廻りをして、仕込み、仕上げの手伝いをする者をいう。

2) 調理材料の下拵えをし、冷蔵庫(室)、調理場全体の清掃に従事する者をいう。

除外

1) 専ら、食堂、厨房において、客に供するため調理された料理を保温、冷蔵、盛付けする仕事に従事している者

2) 専ら、コーヒー、酒類、食器類の準備、出し入れ、点検及び保管の仕事に従事している者

505 給仕従事者

○（含まれる職種） 飲食店給仕従業者、旅館、ホテルの食堂給仕従業者、食堂ボーイ、パントリー、ウェイター、ウェイトレス、ドアボーイ、ベルボーイ、ページボーイ、旅館接待案内係、ルームボーイ、ルームメード、接客給仕従業者、メードキャプテン、ページ

×（含まれない職種） フロント、カウンター、レジスター、客引き、雑役、娯楽場の接客員(506)、ダンサー、クローク、花嫁付、航空機客室乗務員(711)

仕事の概要

飲食店、喫茶店、旅館、ホテル等において、客の接待、身のまわりの用務、部屋の清掃、食卓の用意、食事の給仕などのサービスの仕事に従事する者をいう。

除外

1) バー、ナイトクラブ、キャバレー、サロン等において接客の仕事に従事する者
2) 専ら、店内外の清掃、その他の雑務に従事する者
3) 専ら、客の案内所、所持品の保管の仕事に従事する者
4) 専ら、コーヒー、酒類、食器類の準備、出し入れ、点検及び保管の仕事に従事している者

506 娯楽接客員

○（含まれる職種） 出札係、改札係、案内人、場内整理員、場内アナウンサー、賞品渡人、レコード係員、販売係員、遊戯品貸出係員、ゴルフ場キャディ、各種遊戯用具の運転員

×（含まれない職種） ダンサー、事務員、レジスター、遊戯品整理員

仕事の概要

娯楽場において、接客の仕事に従事する者をいう。

説明事項

映画館、劇場、競輪場、競馬場、野球場、ボウリング場、パチンコ屋、遊園地等において、整理券、入場券の出札、改札、客の案内、場内の整理その他客に対するサービスの仕事に従事する者をいう。

除外

1) 主として、売上伝票の作成、記帳等を行い、付随的に接客の仕事に従事する者
2) 専ら、娯楽場の宣伝の仕事に従事する者
3) 専ら、展示品遊戯品の保管の仕事に従事する者
2) 専ら、場内の清掃の仕事に従事する者

保安関連職業従事者

601 警備員

○（含まれる職種） ガードマン、警備士、警務員

×（含まれない職種） 守衛(602)、用務員(864)

仕事の概要

他人の需要に応じ、事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等及び運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生、その他人の身体に対する危害の発生をその身辺において警戒し、防止する仕事に従事する者をいう。

説明事項

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の規定に基づき、警備業の届出をし、認定された事業所に雇用されている者でなければならない。

除外

警備業法施行規則（昭和 58 年総理府令第 1 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、当該都道府県の区域内において、警備業務を継続して行う期間が、30 日以内で、かつ、従事する警備員の人員が 1 日につき 5 人以内の警備業務に従事する警備員

602 守衛

○（含まれる職種） 門衛、見張番、監視人、巡視、夜警、倉庫番

×（含まれない職種） 警備員(601)、用務員(864)

仕事の概要

工場、事務所、その他の施設において、火災、事故、盗難、不法侵入、建造物破損の防止、物品の搬入、搬出の監視、その他財産の保護及び秩序維持の仕事に従事する者をいう。

説明事項

物品倉庫において、物品を保管し、これに伴う出納記録、伝票の作成等の簡単な事務を行う者も含む。

除外

主として、建物内外の清掃、物品の運搬等に従事し、付随的に諸設備の警備にあたる者

運輸・通信関連従事者

701 電車運転士

仕事の概要

路面又は鉄道線路上を走行する電車を運転する仕事に従事する者をいう。

説明事項

路面電車、鉄道線路上を走行する電車のすべてを含む。

除外

専ら、索道（例えばケーブルカー）を制動する仕事に従事する者

702 電車車掌

仕事の概要

路面又は鉄道線路上を走行する電車の運転、旅客、荷物の輸送及び車内秩序の保持に関する車掌の仕事に従事する者をいう。

説明事項

1) 路面電車、鉄道線路上を走行する電車のすべてを含む。
2) 客扱、荷扱の専務車掌の仕事に従事する者も含まれる。

除外

専ら、索道の車掌の仕事に従事する者

703 旅客掛

○（含まれる職種） 出札掛、改札掛
×（含まれない職種） 乗客掛

仕事の概要

乗車券、入場券の発売、検査、集札、旅客運賃料金の追徴、払戻し及びこれに付帯する一切の仕事に従事する者をいう。

704 自家用乗用自動車運転者

○（含まれる職種） 自家用普通乗用自動車運転者、自家用貨客自動車運転者
×（含まれない職種） 自家用乗合自動車運転者、自家用貨物自動車運転者(705)、営業用大型貨物自動車運転者(708)、営業用普通・小型貨物自動車運転者(709)

仕事の概要

自家用の乗用自動車を運転して社員及び来客を送迎する仕事に従事する者をいう。

説明事項

ここにいう乗用自動車とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)に定める普通自動車及び小型自動車のうち四輪自動車に該当する乗用自動車をいう。

除外

1) 専ら、荷物の運搬を主とする自動車の運転に従事する者
2) 専ら、軽自動車の運転に従事する者
3) 専ら、自動車の点検、調整、修理の仕事に従事する者

705 自家用貨物自動車運転者

○（含まれる職種） 自家用小型トラック運転者、自家用ミキサー自動車運転者
×（含まれない職種） 自家用乗用自動車運転者(704)、営業用大型貨物自動車運転者(708)、営業用普通・小型貨物自動車運転者(709)

仕事の概要

自家用の普通・小型貨物自動車により、自家用の貨物、原材料、半製品、製品等を輸送する自動車の運転及びこれに伴う点検、調整の仕事に従事する者をいう。

説明事項

ここにいう貨物自動車とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)に定める普通自動車及び小型自動車のうちの貨物自動車をいう。

除外

1) 専ら、乗用を主とする自動車の運転に従事する者
2) 専ら、軽自動車の運転に従事する者
3) 専ら、自動車の点検、調整、修理の仕事に従事する者

706 タクシー運転者

○（含まれる職種） 大型タクシー運転者、小型タクシー運転者、ハイヤー運転者
×（含まれない職種） 運転者助手、自動車技工

仕事の概要

営業用の乗用自動車の運転及びこれに伴う点検、調整の仕事に従事するとともに、これに付帯する一切の仕事に従事する者をいう。

707 営業用バス運転者

○（含まれる職種） 一般乗合バス運転者、貸切バス運転者、遊覧バス運転者
×（含まれない職種） 自家用乗用自動車運転者(704)、トラック運転者、運転手助手

仕事の概要

営業用の一般乗合バス、貸切バス、遊覧バス等のバスの運転及びこれに伴う点検、調整の仕事に従事する者をいう。

除外

専ら、事業所の自家用バスの運転及びこれに伴う点検、調整の仕事に従事する者

708 営業用大型貨物自動車運転者

○（含まれる職種） 営業用大型四輪トラック運転者、営業用大型トレーラー運転者、営業用ダンプトラック運転者、営業用ミキサーカー運転者、営業用タンクローリー運転者
×（含まれない職種） 自家用乗用自動車運転者(704)、自家用貨物自動車運転者(705)、運転助手、営業用軽トレーラー運転者(709)、営業用普通・小型貨物自動車運転者(709)

仕事の概要

営業用の大型及び大型特殊の貨物自動車の運転及びこれに伴う車体の点検、調整の作業に従事する者をいう。

説明事項

ここにいう貨物自動車とは、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）に定める大型自動車及び大型特殊自動車のうちの貨物自動車をいう。

709 営業用普通・小型貨物自動車運転者

○（含まれる職種） 営業用普通四輪トラック運転者、営業用三輪自動車運転者、営業用軽トレーラー運転者
×（含まれない職種） 自家用乗用自動車運転者(704)、自家用貨物自動車運転者(705)、営業用大型貨物自動車運転者(708)

仕事の概要

営業用の普通、小型及び小型特殊の貨物自動車の運転及びこれに伴う車体の点検、調整の作業に従事する者

をいう。時には貨物の積卸し及びこれに付帯する作業に従事することもある。

説明事項

ここにいう貨物自動車とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)に定める普通自動車、小型自動車及び小型特殊自動車のうちの貨物自動車をいう。ただし、708 営業用大型貨物自動車運転者における貨物自動車に該当するものを除く。

710 航空機操縦士

○(含まれる職種) 航空運送事業の用を供する航空機の操縦士(機長)及び副操縦士

×(含まれない職種) 航空機使用事業のみに従事する操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士、セカンドオフィサー

仕事の概要

航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 2 条第 18 項に定める航空運送事業(他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業)用に供する航空機の操縦に従事する者をいう。

説明事項

航空法第 28 条別表の資格の欄に掲げる定期運送用操縦士(同法附則(平成 6 年法律第 76 号)第 4 条に規程する旧資格のうち、上級事業用操縦士を含む。)、事業用操縦士の技能を有し、航空法第 2 条第 17 項に定める航空運送事業(定期航空運送事業、不定期航空運送事業)の用に供する航空機の操縦に従事する者をいう。

除外

1) 専ら、航空運送事業以外の用に供する航空機の操縦に従事する者
2) 航空法第 34 条第 2 項の操縦教育証明を受けた者で、専ら航空機の操縦教育を行っている者

711 航空機客室乗務員

○(含まれる職種) スチュワーデス、スチュワード、フライトアテンダント、パーサー

仕事の概要

航空機搭乗客員名簿によって人員を確かめ、座席の配分を定め、機内備品、サービス用品等を準備し、飛行中に適宜マイクを通じて、航空機の速度、高度、位置、到着予定時間等を放送し、又は乗客の食事の世話を行うなど、専ら機内で乗客に対して、安全快適な旅行が行えるよう配慮する仕事に従事する者をいう。

生産工程・労務関連作業者

801 製鋼工

○(含まれる職種) 平炉工、転炉工、精錬工、電気炉工、平炉炉前工、転炉炉前工、造塊工

×(含まれない職種) 製銑工、製鉄工、高炉工、羽口夫

仕事の概要

平炉、電気炉、転炉等を用いて銑鉄、溶融銑鉄、鉄鋼屑等から鋼、特殊鋼を製造する仕事に従事する者をいう。

説明事項

平炉、電気炉、るつぼ炉等の燃料、媒溶剤、銑材等の投入、加熱、溶解、精錬、炉の操作、ガス弁切替え、試料採取、出鋼等の仕事に従事する者をいう。

除外

専ら、起重機を運転し、材料、燃料を挿入する仕事に従事する者

802 非鉄金属精錬工

○(含まれる職種) 金精錬工、銀精錬工、銅精錬工、錫精錬工、亜鉛精錬工

×(含まれない職種) 非鉄金属挿入工、非鉄金属溶融工、非鉄金属鋳込工

仕事の概要

各種の炉を用いて鉱石から非鉄金属を製錬し、これを精錬する仕事に従事する者をいう。

説明事項

鉱石の粉砕、計量、運搬、炉の操作、その他非鉄金属の精錬及び精錬に伴う各種の仕事に従事する者をいう。

803 鋳物工

○(含まれる職種) 鋳物砂型工、鋳型工、モールディングマシン工

×(含まれない職種) 溶解工、混砂工、ダイカスト工、中子工、合金鋳物工、非鉄金属鋳物工

仕事の概要

各種の機械構造物の部材及び器具装置等の鋳鉄系及び鋳鋼系の鋳物の鋳型を造り、湯を取鍋で鋳型に注湯する仕事に従事する者をいう。

説明事項

1) モールディングマシンを使用して鋳型を造る者も含まれる。
2) 時には、付随的に鋳込み及び鋳造品の仕上げの仕事に従事することもある。

除外

1) 専ら、合金鋳型、非鉄金属鋳型の造型に従事する者
2) 専ら、溶解の仕事に従事する者
3) 専ら、混砂の仕事に従事する者
4) 専ら、中子をつくる仕事に従事する者
5) ダイカストマシンの操作の仕事に従事する者

6) 専ら、鋳込み作業に従事する者
7) 専ら、鋳造品の仕上げ(砂落し、鋳張り取り)や検査の仕事に従事する者

804 型鍛造工

○(含まれる職種) 火造りプレス工、熱間プレス工、冷間プレス工
×(含まれない職種) ぎょう鉄工

仕事の概要

鍛造機械及び鍛造工具を操作し、金属を金型に打ち込んで、鍛造加工する仕事に従事する者をいう。

説明事項

可鍛性金属の鋳塊をハンマー、プレスなどの圧力加工機械、工具及び金型を用いて成形する仕事に従事する者をいう。

除外

1) 専ら、ぎょう鉄の仕事に従事する者
2) 専ら、加熱の仕事に従事する者

805 鉄鋼熱処理工

○(含まれる職種) 焼鈍工、焼戻工、焼入工、浸炭工、窒化工、調質工
×(含まれない職種) 非鉄金属熱処理工、金属加熱工、材料試験工

仕事の概要

鉄鋼材料の焼入れ、焼きもどし、焼きなまし、浸炭、窒化等の熱処理の操作の仕事に従事する者をいう。

説明事項

1) 時には、付随的に熱処理の前後処理の仕事に従事することもある。
2) 時には、付随的に各種試験、検査により鉄鋼材料及び製品の種類、組織、欠陥の判定に従事することもある。
3) 時には、付随的に火色による温度の判定、かたさ試験、ひずみ検査に従事することもある。
4) 時には、付随的に作業工程全般にわたるプログラムを作成することもある。

除外

1) 専ら、非鉄金属の熱処理操作の仕事に従事する者
2) 専ら、熱処理した製品を運搬する仕事に従事する者
3) 専ら、加熱炉の操作の仕事に従事する者
4) 専ら、試験、検査の仕事に従事する者

806 圧延伸張工

○(含まれる職種) 熱間圧延工、冷間圧延工、金属圧延工、鋼管引抜工
×(含まれない職種) 伸線工

仕事の概要

各種の圧延機を用いて、金属材料を各種の形に圧延する仕事に従事する者をいう。

説明事項

1) ロール機、ロールカムワルツ、冷間圧延機等により金属材料を板、条、竿、棒等に加工する者をいう。
2) 引板鋼管を製造する仕事に従事する者も含まれる。
3) 押出形材を製造する仕事に従事する者も含まれる。

除外

1) 専ら、線材を引く仕事に従事する者
2) 専ら、溶接、鍛接鋼管の製造に従事する者

807 金属検査工

○(含まれる職種) 磁気探傷工、寸法検査工、製品検査工、X線検査工、超音波探傷工、非破壊検査工
×(含まれない職種) 機械検査工(822)、時計検査工、写真機検査工、計器検査工

仕事の概要

各種計測機器、検査機を用いて金属材料及び金属製品の外ぼう、寸法、内部欠陥の有無等を検査する仕事に従事する者をいう。

除外

1) 各種の試験機、器具を用いて金属材料の性質の測定及び組織の鑑定を行う仕事に従事する者
2) 機械又は機械部品の精度検査、性能検査の仕事に従事する者

808 一般化学工

○(含まれる職種) 酸アルカリ製造工、無機薬品製造工、硝化綿製造工、セルロイド製造工、塗料製造工、油脂製造工
×(含まれない職種) 高圧合成工、火薬工、電気化学工、ガス化学工、パルプ工、分析工(202)

仕事の概要

通常の化学反応による酸、アルカリ、無機薬品、硝化綿、塗料、油脂等の化学製品の製造の仕事に従事する者をいう。

809 化繊紡糸工

○(含まれる職種) 紡糸工(レーヨン、アセテート、ナイロン、ビニロン、ビニリデン繊維、塩化ビニール繊維、アクリル系繊維、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維等の紡糸工)
×(含まれない職種) 分析工(202)

仕事の概要

紡糸原液又は紡糸原料重合体より繊維を作る仕事に従事する者をいう。

説明事項

1) 紡糸原液を紡浴中に押し出し、化学反応又は物理化学的操作により繊維状固体としたり(湿式紡糸法)、紡糸原液を熱風中に押し出し、溶剤を蒸発させて繊維状固

体としたり(乾式紡糸法)、紡糸原料重合体を大気中に押し出し、冷却して繊維状固体とし(溶融紡糸法)、これらの繊維状固体に張力を与えて糸とし、この糸を種種の荷姿として取り出す仕事をいう。

2) 繊維化のための調整及び紡糸器具の調整の仕事に従事する者も含まれる。

除外

専ら、仕事の過程において薬液、製品等の分析試験の仕事に従事する者

810 ガラス製品工

○(含まれる職種) ガラス器製造工、真空管ガラス工、ガラス切断工、ガラスすり合せ工、板ガラス製造工

×(含まれない職種) ガラス加工細工工、ガラス火切工、ガラスカット工、ガラス繊維工、ガラス銀引工、ガラス着色工、工芸ガラス製造工、光学ガラス製造工、ガラス装着工

仕事の概要

ガラス原料を調合、溶解し、板ガラス、日用品容器、電球、真空管、化学器具、医療器具等のガラス製品を製造する仕事に従事する者をいう。

説明事項

調合機によるガラス原料の調合、加熱炉、るつぼ、除冷炉による素地の製造及び冷却、プレス、切断機、研磨機等によるガラスの成形、加工の仕事に従事する者をいう。

除外

1) 長石、石灰石等ガラス原料からガラス素材を作る仕事に従事する者

2) ガラス製品のカット加工、グラビール加工等ガラス半製品の第三次加工、光学用レンズ、プリズム等の製造の仕事に従事する者

811 陶磁器工

○(含まれる職種) 陶磁器製造工、せともの製造工、タイル製造工、ろくろ成形工、陶磁器仕上げ工、陶磁器絵付工、陶磁器焼成工、絵付がま工、陶磁器画工

×(含まれない職種) れんが製造工、かわら製造工、こんろ製造工、土管製造工

仕事の概要

原料の調整、陶土の成形、施ゆう、焼成、絵付け、研磨等陶磁器の製造の仕事に従事する者をいう。

説明事項

陶磁器の原料を調整し、土練機で練り、ろくろ、プレス、押し出機等で成形し、付属品を付けて陶磁器の生素地をつくり、施ゆうし、生素地を陶磁器等で焼成し、素地製品に絵付けをし、絵窯で焼成し、研磨機を操作して研磨仕上げをする仕事に従事する者をいう。

812 旋盤工

○(含まれる職種) 数値制御式によらない旋盤工

×(含まれない職種) 数値制御式による旋盤工、旋盤以外の各種工作機械工

仕事の概要

数値制御によらない旋盤を操作し、金属材料に主としてバイトを使用し、外丸削り、中ぐり、突切り、正面削り、ねじ切り、テーパ削り等をする仕事に従事する者をいう。

説明事項

時には、付随的にバイト、ドリル等の研磨、被削物のけ書き等の仕事に従事することもある。

813 フライス盤工

○(含まれる職種) 数値制御式によらないフライス盤工

×(含まれない職種) 数値制御式によるフライス盤工、フライス盤以外の各種工作機械工

仕事の概要

数値制御によらないフライス盤を操作し、金属材料に主としてフライスを使用し、平削り、みぞ削り、曲面削り、切断、歯切り等をする仕事に従事する者をいう。

説明事項

時には、付随的に被加工物のけ書き等の仕事に従事することもある。

814 金属プレス工

○(含まれる職種) 成形プレス工、絞出工、打板工

×(含まれない職種) けとばし工、火造りプレス工(804)、金型取付工、板金工(816)、製かん工(815)、マーク打ち工

仕事の概要

プレス、シャー等の機械を操作し、金属板、非金属板の折曲げ、打抜き、切断、絞り、押出し、型打ち等の加工をする仕事に従事する者をいう。

説明事項

時には、プレス型の取付け等の仕事を行うこともある。

除外

1) けとばしプレス機を操作する仕事に従事する者

2) 専ら、熱間で加工する仕事に従事する者

3) 専ら、金型の取付けの仕事に従事する者

4) 専ら、手作業により金属板及び非金属板の打抜き、折曲げ、型打ち等の加工をする仕事に従事する者

5) 食かん、雑かん製造の一貫作業におけるプレス作業に従事する者

6) 専ら、せん断機械による金属板又は非金属板のせん断の仕事に従事する者

815 鉄工

○(含まれる職種) 製かん工、製かん鉄工、金属タンク製造

工、ボイラー組立工、構造物鉄工、車両鉄工、鉄骨工
×（含まれない職種） びょう打工、板金工(816)、溶接工(820)、造船ぎょう鉄工

仕事の概要

金属板、鋼板、形鋼等の切断、曲げ、穴あけ、打出し、つば出し、リベット締め等の仕事に従事するとともに、現図、け書きの補助、ひずみ取り、組み立て等の仕事及び鉄塔、鉄柱、鉄橋、高層建築などの建設における鉄骨の建方相番、びょう打ち当盤及びびょう焼、鉄びょうなどの仕事に従事する者をいう。

説明事項

1) 製かん用機械の操作及び調整、製品検査等の仕事に従事する者も含まれる。
2) 鉄骨、橋梁、鉄塔等の構造物を製作する仕事に従事する者も含まれる。
3) 鉄道車両、自動車等の足まわり関係を製作する仕事に従事する者も含まれる。
4) 各種工作機械、産業機械等の鉄工構造物の製作に従事する者も含まれる。

除外

1) 専ら、リベット締めの仕事に従事する者
2) 専ら、薄板加工の仕事に従事する者
3) 専ら、現図作成の仕事に従事する者
4) 専ら、溶接組み立ての仕事に従事する者

816 板金工

○（含まれる職種） 薄板工、車体板金工、建築板金工
×（含まれない職種） 板金プレス工

仕事の概要

主として手作業により、鋼板、特殊鋼板、非鉄金属板等の薄金属板を切断、曲げ、打出し、びょう打ち、ろう付け、溶接等により、曲面のある一般容器、ダクト類、被覆物等の板金物に加工する仕事及び金属薄板による屋根ふきの仕事に従事するとともに、板金加工用工作機械の操作、調整、板金製品のひずみ取り、板金加工用ゲージ及び金型の製作等も行う者をいう。

除外

1) 専ら、板金材料のびょう打ち、溶接の仕事に従事する者
2) 専ら、板金材料のせん断、プレス加工をする仕事に従事する者
3) 専ら、ろう付けの仕事に従事する者
4) 専ら、現図展開の仕事に従事する者

817 電気めっき工

○（含まれる職種） 電解めっき工
×（含まれない職種） ガラみがき工、バフみがき工、アルマイト工、浸漬めっき工、乾式めっき工

仕事の概要

各種の金属材料表面に、銅、ニッケル、クローム等の金属を電流の作用を利用して被覆する仕事に従事する者をいう。

除外

1) 専ら、研磨、脱脂、酸洗、水洗等のめっきの準備工程、後処理工程の仕事に従事する者
2) 乾式、浸漬、被覆防錆等によりめっきを行う仕事に従事する者
3) 圧延による金属被覆の仕事に従事する者
4) 機械防錆、研磨つや出し、カバーかけ等の仕事に従事する者

818 バフ研磨工

○（含まれる職種） 金属バフ研磨工、可塑物バフ研磨工

仕事の概要

めっきの前処理として、バフ研磨機による金属製品及び非金属製品の研磨の仕事に従事する者をいう。

説明事項

加工目的に応じたバフの選定、バフ研磨機へのバフの取付け、バフ研磨機による研磨の仕事に従事する者をいう。

819 仕上工

○（含まれる職種） やすりエ、ラッピングエ、機械部品仕上工、金型仕上工、治工具仕上工
×（含まれない職種） 工作機械による機械仕上工、心出し工、わり出し工、け書きエ

仕事の概要

主としてやすり、たがね、きさげ、リーマ、タップ等の手工具を使用して、金属材料の切削加工、すり合わせ、ラッピング、け書き、ねじ立て等を行い、ジグ、工具、機械部品等の仕上げ、組み立て、金型の製作の仕上げに従事する者をいう。

説明事項

機械装置の分解、組み立て、調整及び心出しの仕事を行うこともある。

時には、付随的に簡単な工作機械を使用して、金属材料の切削加工を行う仕事に従事することもある。

除外

1) 流れ作業方式による機械組み立てに従事する者
2) 専ら、工作機械を操作して仕上げをする仕事に従事する者
3) 専ら、たがねを用いて金属材料のはつり作業をする仕事に従事する者

820 溶接工

○（含まれる職種） 電気溶接工、ガス溶接工、スポット溶接工、バット溶接工、酸素溶接工、アセチレンガス切断工
×（含まれない職種） 軟ろう付け工、硬ろう付け工、火炎焼入れ工

仕事の概要

アセチレンガス発生器、アーク溶接機等を用いて金属を溶接、溶断する仕事に従事する者をいう。

除外

専ら、材料の運搬、製品の整理の仕事に従事する者

821 機械組立工

○（含まれる職種） 農業用機械組立工、建設機械組立工、工作機械組立工、事務用機械組立工、家庭用機器組立工
×（含まれない職種） 電気機械器具組立工、輸送用機械組立工、計測機械組立工、理化学機械組立工、光学機械組立工、時計組立工

仕事の概要

流れ作業の工程中にあって、各種機械の部品、組み立てられた部分品又は完成品を、手道具等を用いて組み立て、作成する仕事に従事する者をいう。

除外

1） 専ら、鉄道車両、自動車用エンジン、航空機用エンジンの製造組み立てに従事する者
2） 電気機械器具の製造組み立てに従事する者
3） 氷を用いる冷蔵庫を組み立てる仕事に従事する者
4） 専ら、調整検査の仕事に従事する者

822 機械検査工

○（含まれる職種） 精密検査工、精密測定工、製品検査工
×（含まれない職種） 組立工

仕事の概要

生産現場の各工程における機械部品の精度測定及び検査、作動機構の精度の測定及び検査、恒温室における精密測定及び検査、品質管理等の仕事に従事する者をいう。

説明事項

検査課所属の者で、専ら、生産現場に派遣されていて、検査の仕事を行う者も含まれる。

除外

1） 組み立て作業のかたわら、調整したり、検査したりする者
2） 専ら、品質管理のみに従事する者

823 機械修理工

○（含まれる職種） 機械分解修理工、機械整備工、重電機器修理工、内燃機関修理工
×（含まれない職種） 自動車整備工(830)、航空機整備工、ラジオ・テレビ修理工

仕事の概要

各種機械、機関器材の修理、整備の仕事に従事する者をいう。

説明事項

各種装置を使用して精度検査を行い、解体して、摩耗、破損した部品の修理、取り替えをし、再組み立ての上、調整を行い、所要性能が発揮できるようにする仕事に従事する者をいう。

除外

1） 専ら、金属部品の製造、切削加工に従事する者
2） 専ら、ラジオ・テレビの修理を行う者

824 重電機器組立工

○（含まれる職種） 電動機組立工、発電機組立工、モーター修理工、モーター捲線工、変圧器組立工、変圧器修理工、配電制御盤組立工、受電盤組立工、工場電気設備工
×（含まれない職種） 鉄心工、変圧器捲線工、板金溶接工、製かん工(815)、盤用器具組立工

仕事の概要

モーター、発電機等の回転機器の組み立て、捲線、変圧器その他の静止機器の組み立て、外装組み立て、配線、接続、すえ付け等の仕事に従事する者をいう。

除外

1） 専ら、製かん、板金、溶接、表面処理等の仕事に従事する者
2） 専ら、しゃ断器、断路器、開閉器等の製作、組み立ての仕事に従事する者
3） 専ら、計器、継電器、電磁接触器等盤用器具の製作、組み立ての仕事に従事する者
4） 専ら、制御装置の組み立ての仕事に従事する者
5） 専ら、鉄心積みの仕事に従事する者
6） 変圧器その他静止機器用の捲線製作の仕事に従事する者

825 通信機器組立工

○（含まれる職種） 有線・無線通信機組立工
×（含まれない職種） 電気音響機械組立工、ラジオ・テレビ組立工、交通信号保安機組立工、音響信号組立工、警報機組立工、電池組立工、捲線工、トランジスター組立工、プリント配線工(827)

仕事の概要

通信機械器具の部品、組み立てられた部分品又は完成品を組み立て、作成する仕事に従事する者をいう。

説明事項

組み立てるかたわら、調整したり、検査したりする者も含まれる。

除外

1) 専ら、真空管の組み立て、加工の仕事に従事する者
2) 専ら、半導体素子の組み立て、加工の仕事に従事する者
3) 専ら、プリント配線の仕事に従事する者
4) 専ら、部品組立品又は総組立製品の検査を行う者
5) 専ら、部分品を運搬したり、管理したりする者
6) 専ら、製品を包装する者
7) 専ら、修理の仕事に従事する者

826 半導体チップ製造工

○（含まれる職種） 半導体チップ製造工
×（含まれない職種） 半導体ウェハ製造工、半導体ダイシング工、半導体組立工、半導体封止工、半導体外装処理工

仕事の概要

シリコンウェハに薄膜形成・不純物拡散・パターン形成を何回もくりかえし、シリコンウェハ上に多数の IC チップを作る作業工程（一般にウェハ工程又は前工程とよばれる）に従事する者をいう。

説明事項

ウェハの酸化、感光材塗布、露光・現像、エッチング、不純物注入、CVD による絶縁膜や導電体膜形成、プローブ検査等の業務に従事する者をいう。

除外

1) ディスクリート（トランジスター等の個別半導体）の製造に従事する者
2) 半導体集積回路の企画・設計に従事する者
3) 半導体組立工程（一般に後工程とよばれ、プローブ検査を終了したウェハをチップ毎に切断するダイシング工程に始まり、良品チップをリードフレームやパッケージの所定位置に接着するダイボンティング工程、IC チップ上のパッドとそれに隣接するリードフレームの端子との間を金属ワイヤで接続するワイヤボンティング工程、以下パッケージの上面に製造メーカーの印等を捺印するマーキング工程に至るまでの工程）に従事する者

827 プリント配線工

仕事の概要

半導体部品、電気回路部品、機構部品等をハンダ付け等でプリント配線基盤に取り付け、一つの回路機能をなすプリント配線盤ユニットを製作する仕事に従事する者をいう。

説明事項

付随的に製品の調整及び検査を行うこともある。

除外

1) 専ら、製品の検査を行う仕事に従事する者
2) プリント配線基盤そのものを作成する仕事に従事する者

828 軽電機器検査工

○（含まれる職種） 製品検査工、試運転工
×（含まれない職種） 組立工

仕事の概要

各種の軽電気機械器具の調整又は検査を行う仕事に従事する者をいう。

説明事項

部分品、半完成品及び完成品について、抜取り、調整、外観、内観、性能等の検査を行う仕事に従事する者をいう。

除外

1) 専ら、重電気機械器具の調整又は検査の仕事に従事する者
2) 専ら、品質管理の仕事に従事する者

829 自動車組立工

○（含まれる職種） 自動車製造工、組立ぎ装工、ボデーぎ装工
×（含まれない職種） 自動車部品組立工、特殊自動車組立工

仕事の概要

ねじ回し、スパナ、つち等の工具を用いて、大型トラック、バス、普通自動車、軽自動車等の組み立てられた各部品を車台に取り付け、完成車を組み立てる仕事に従事する者をいう。

除外

トレーラー、ブルドーザー等の特殊自動車の組み立ての仕事に従事する者

830 自動車整備工

○（含まれる職種） 自動車整備工、軽自動車整備工、自動車車体修理工、自動車修理サービス工、自動車エンジン修理工
×（含まれない職種） 建設機械整備工、農業機械整備工、自動車組立工(829)

仕事の概要

自動車（建設機械、農業機械を除く。）の機関、伝動装置、操向装置、電気装置その他の装置の部品を点検、分解、修理、調整する仕事に従事する者をいう。

説明事項

道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)に基づく自動車整備士の免許を有している者であるか否かを問わない。

除外

製造工場での組み立て、修理の作業に従事する者

831 パン・洋生菓子製造工

○（含まれる職種） 製パン工、パン発酵工、粉ふるい工、パン成形工、洋生菓子仕込工、洋生菓子仕上工

×（含まれない職種） 焼菓子工、クラッカー製造工、ビスケット焼工、洋菓子工、包装工、和菓子製造工

仕事の概要

各種のパン原料、洋生菓子原料の計量配合、生地の成形、膨張発酵、焼成装飾等パン又は洋生菓子を製造する工程の仕事に従事する者をいう。

除外

1) ビスケット、クッキー等の焼（洋）菓子の製造の仕事に従事する者
2) 専ら、製品を包装する仕事に従事する者
3) 和菓子の製造の仕事に従事する者

832 精紡工

○（含まれる職種） リング精紡工、キャップ精紡工、紡糸工

×（含まれない職種） 玉揚工

仕事の概要

粗紡の工程を終えた粗糸を精紡機によって所要番手の精糸にする仕事に従事する者をいう。

除外

1) 玉揚その他精紡機台持以外の者
2) 専ら、機械の注油等の保全、修理の仕事に従事する者

833 織布工

×（含まれない職種） 手織工、メリヤス編立工、整経工、捲かえし工、緯巻工、のりつけ工、経通工

仕事の概要

各種糸を材料とし、力織機を操作して布を織る仕事に従事する者をいう。

説明事項

織機台持の織布工をいう。

除外

1) 動力を用いない足踏手織機を操作して布を織る仕事に従事する者
2) 管糸及び綛状態の糸を整経用ボビンに捲きかえる仕事に従事する者
3) 多数のチーズ捲きから糸を引き出し、整理配列して織布、経糸を準備する仕事に従事する者
4) 算糸及び綛状態、チーズ状態の糸を緯巻機により緯木管に捲きかえる仕事に従事する者
5) 専ら、糊付、経通その他織布の準備又は仕上げの仕事に従事する者

834 洋裁工

○（含まれる職種） 婦人服仕立工

×（含まれない職種） 洋服工、既製服縫製工

仕事の概要

ワンピース、ツーピース、イブニングドレス等の婦人用及び子供用の注文服の裁断、仮縫、縫製、仕上げの仕事に従事する者をいう。

除外

1) 専ら、デザインの仕事に従事する者
2) 専ら、既製服の縫製の仕事に従事する者
3) 紳士服の縫製の仕事に従事する者

835 ミシン縫製工

○（含まれる職種） たび縫工、ゴム靴縫付工、帽子ミシン工、衣服標準ミシン縫工、衣服特殊ミシン縫工

×（含まれない職種） ミシン工、製帆工、テント製造工、刺しゅう工

仕事の概要

動力ミシン、特殊ミシンによる縫製の作業に従事する者をいう。

説明事項

特殊ミシンとは、二本針ミシン、ボタン付ミシン、かんぬき縫いミシン、かがり縫いミシン、穴かがりミシン、すくい縫いミシン、千鳥縫いミシン、刺しゅうミシン、ヘリ縫いミシン等をいう。

除外

足踏みミシンによる縫製の仕事に従事する者

836 製材工

○（含まれる職種） 木取工、ハンドル工、分出し工、製材段取工、ひき割工、先取工、腹押工

×（含まれない職種） 原木切断工、向いびき工、手びき工、木工切断工、製材のこ機補助工（運台夫、分出し工）、すそ切工、枕木製造工、のこ目立工

仕事の概要

一定寸法に切断された原木を各種の機械のこを用いて所定寸法に挽き割る仕事に従事する者をいう。

説明事項

機械のことは、帯のこ盤、丸のこ盤、つりのこ盤をいう。

除外

1) 手びきのこによる原木又は木材の切断の仕事に従事する者
2) 水中切断機による原木の切断の仕事に従事する者
3) 主として種々の木工用加工機械を用いて木材の切削加工の仕事に従事する者
4) 専ら、のこの目立ての仕事に従事する者

837 木型工

○（含まれる職種） 鋳物木型工、鋳物模型工、機械木型工、木型製作工、木型大工、鋳造木工、模型師、木型師

×（含まれない職種） 帽子木型工、木工、中子工、鋳鋼鋳物工、生型工、巻線木型工、木製品型造工、模型工

仕事の概要

鋳造品の製造過程において、鋳造用木型を設計図に従って現図を書き、材料の木材を所定寸法に木取りをし、かんな、のみ等の手工具及びかんな盤、昇降盤の木工機械を使用して加工、仕上げをし、木だぼ、木ねじ、にかわ等で組み立て、紙やすりでみがき、ワニス等で塗装する仕事に従事する者をいう。

除外

1） 専ら、帽子製造用等の木型を作る者
2） 専ら、家具の部分品の型を製作する者
3） 専ら、船舶、船こく、船舶用機械、航空機等の木製模型の加工、仕上げに従事する者
4） 専ら、木型製作の部分的な工程に従事する者

838 家具工

○（含まれる職種） 指物職、家具職、洋家具製造工、家具木工、たんす製造職、本箱製造工、げた箱製造工、机製造工、木製テーブル製造工、木製いす製造職、木製寝台製造工、鏡台製造工、家具組立工、いす組立工

×（含まれない職種） いす張り工、いすシート張り工、内張り工、ベッド装飾工

仕事の概要

乾燥している木材を所定寸法に木取りをし、かんな、のみ等の手工具及びかんな盤、昇降盤等の木工機械を使用して加工し、くぎ及び接着剤を用いて組み立て、仕上げをし、木製の机、いす、たんす等の家具を製作する仕事に従事する者をいう。

説明事項

木製家具の木取り、加工、組み立て、仕上げ等の部分的な仕事のみに従事する者も含まれる。

除外

専ら、木材以外の材料を主材料とする家具の製作に従事する者（例えば金属家具工）

839 建具製造工

○（含まれる職種） 建具職、戸・障子製造職、ガラス戸製造職、雨戸製造職、建具木工、木取工、建具組立工、建具吊込工、ほぞ付穴あけ工、建具切込工

×（含まれない職種） ふすま骨製造職、塗装工(845)、金属建具工、表具工

仕事の概要

乾燥している木材を所定寸法に木取りをし、かんな、のみ等の手工具及びかんな盤、昇降盤等の木工機械を使用して加工し、くぎ及び接着剤を用いて組み立て、仕上げをし、木製の戸、障子、ふすま等の建具を製作する仕事に従事する者をいう。

説明事項

木製建具の現場寸法を取り、木取り、加工、組み立て、仕上げ、建込み等の部分的な仕事のみに従事する者も含まれる。

除外

1） 専ら、木材以外の材料を主材料とする建具の製作に従事する者（例えば金属建具工）
2） 専ら、建具の取付け及び塗装を行う者
3） 専ら、建具の表装を行う者

840 製紙工

○（含まれる職種） 調成工、抄紙工、精砕工、パルパー工、ニーダー工、調薬工、漂白工、水洗工、製紙光沢工、製紙目方工

×（含まれない職種） 油紙製造工、転写紙製造工、硬紙製造工

仕事の概要

製紙装置による洋紙又は和紙の製造の仕事(紙くずを紙料に還元する仕事を含む。)に従事する者をいう。

説明事項

原料パルプを事前処理する調成の工程、調成の終わった原料パルプから紙をつくる抄紙の工程及び仕上げの工程の仕事に従事する者並びに紙くずを紙料に還元する仕事に従事する者をいう。

除外

1） 紙を加工して第 2 次紙製品を製造する仕事に従事する者
2） 手すきによる製紙の仕事に従事する者

841 紙器工

○（含まれる職種） 紙箱製造工、紙サックマシーン工、紙管筒製造工、紙箱裏打ち工、みぞ切り工、紙器検査工

×（含まれない職種） 紙袋製造工、紙ひも製造工、水引結・紙折職、紙製造花工、紙機械だち工、紙箱手造り工

仕事の概要

紙器製造用機械を操作して又は手で、ボール紙その他紙製容器の原紙の裁断、みぞ切り、組み合せ、のりづけ、組み立て、つや出し、模様紙・商標のはり付けを行うなど、紙製容器の製造の仕事に従事する者をいう。

除外

1） 紙袋の製造の仕事に従事する者
2） 紙器の印刷の仕事に従事する者

842 プロセス製版工

○（含まれる職種） 製版工、写真工、撮影工、マスク工、色分解工、網どり工、現像工、焼付工、ホイラー工、腐食工、ゴム止め工

×（含まれない職種） 修整工、校正刷工、電子製版工、印刷

工

仕事の概要

マスキング、色分解、網かけ撮影等の写真を撮影現像し、これを亜鉛板、アルミ板等の金属板に写真原版を焼き付け、多色写真平版印刷用の版を製作する仕事に従事する者をいう。

説明事項

1) 割付台紙作成、感光液塗布、焼き付け、現像、染色、腐食、ゴム止め、感脂化処理、膜はがし等の工程に従事する者はすべて含まれる。
2) 植版機(コンポーザー)を操作する者も含まれる。

除外

1) 印刷に従事する者
2) 電子製版機(バリオクリッショグラフ等)の操作に従事する者
3) 専ら、修整(レタッチ)、はりこみ等の仕事に従事する者
4) 専ら、校正刷の仕事に従事する者
5) 専ら、単色平版用の製版(色分解を伴わない)の仕事に従事する者

843 オフセット印刷工

×(含まれない職種) グラビア印刷工、写真工(842)、製版工(842)

仕事の概要

亜鉛板、アルミ板等の金属板に印刷しようとする文字や図を焼き付けた版をオフセット印刷機に取り付け、運転、紙差し、紙取り等を行う仕事に従事する者をいう。

除外

1) 専ら、金属、布に印刷する仕事に従事する者
2) 印刷用の版を製作する仕事に従事する者

844 合成樹脂製品成形工

○(含まれる職種) セルロイド整形工、ベークライト成形工、可塑物冷間成型工、射出成形工、可塑物プレス成形工、可塑物押出工

×(含まれない職種) 可塑物研磨工、プラスチック袋製造工、セルロイド圧延工、合成樹脂ライニング工、可塑物製品仕上工

仕事の概要

素材の合成樹脂を合成樹脂製品成形機を用いて成形する仕事に従事する者をいう。

説明事項

素材の合成樹脂を注型成形、圧縮成形、押し出し成形、射出成形、イフレーション成形、吹き込み成形、積層成形によって成形する仕事に従事する者をいう。

除外

1) 板、棒などに成形したものの切断、せん断、打ち抜き、せん孔、バフ加工、曲げ加工、接合加工等の二次成形の仕事に従事する者
2) カレンダー加工、ライニング加工の仕事に従事する者

845 金属・建築塗装工

○(含まれる職種) 船体塗装工、金属製がん具塗り工、自動車塗装工、金属製品吹付塗装工、鉄道車両塗装工、建築塗装工

×(含まれない職種) ワニス塗装工、看板下塗工、ジャンボづけ工、電線塗装工

仕事の概要

金属面の素地こしらえ(脱脂、さび溶し、化成皮膜処理等)、パテ付け、とぎ等を行い、調合した塗料を噴霧塗装機又ははけを用いて塗装し、みがき等による塗装面の仕上げに従事する者又は建築物の塗装の仕事に従事する者をいう。

説明事項

車両、船舶、航空機、機械、設備、家具、建具、がん具その他各種製品の金属部の塗装の作業で、素地こしらえ、パテ付け、調色、塗り、仕上げのすべての作業のできる者又は建築物の塗装を行う者をいう。

除外

1) 金属面の塗装の仕事に従事している者であっても、専ら、素地こしらえ、パテ付け、とぎ、塗料の調合、塗装、塗装面のみがき等の部分的な工程に従事している者
2) 建築物の塗装の仕事に従事している者であっても、下準備である材料の運搬、足場の組立て、さび落とし、洗浄の作業に従事する者
3) 専ら、乾燥又は焼付けの仕事に従事する者
4) 専ら、広告板等の金属部の塗装を行う者
5) 専ら、家具、建具等の木部の塗装の仕事に従事する者

846 機械製図工

○(含まれる職種) 製図工

×(含まれない職種) 写図工、電気製図工、土木製図工、建築製図工、造船製図工

仕事の概要

製図道具を用い、機械の本体及び構造部品の写図、部品図の作成、組立図の作成、見取図の作成、類似設計等の仕事に従事する者をいう。

説明事項

機械製図工は、設計技術者の補佐的職務を行う者で、時には部品図による材料取り及び重量見積もりの仕事に従事することもある。

除外

1) 専ら、写図の仕事に従事する者
2) 専ら、機械製図以外の製図に従事する者

847 ボイラー工

○（含まれる職種） ボイラーマン、汽かん士、ボイラー技士
×（含まれない職種） ボイラー整備士、ボイラー技士見習

仕事の概要

ボイラー及びボイラー付属装置の運転及び保守の仕事に従事する者をいう。

説明事項

1） ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和 47 年労働省令第 33 号)に基づき、ボイラー技士の免許を受けた者でなければ、一定規模以上のボイラーを取扱うことはできない。
2） ボイラーの分解、清浄、手入れの仕事をすることもある。

除外

専ら、ボイラーの整備の仕事に従事する者

848 クレーン運転工

○（含まれる職種） クレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士
×（含まれない職種） 玉掛け作業員(850)、ウインチ運転士、エレベーター運転手

仕事の概要

クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置の運転及び保守の仕事に従事する者をいう。

説明事項

クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置は、それぞれクレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）及び労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）に基づき、クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許、揚貨装置運転士免許を受けた者でなければ運転できない。

除外

1） クレーン等に付属しないウインチの運転の仕事に従事する者
2） 玉掛けの仕事のみに従事する者

849 建設機械運転工

○（含まれる職種） 重機械運転工、機械運転工、特殊機械運転工、捲堀工
×（含まれない職種） 普通貨物自動車運転者(705、709)、ダンプトラック運転者(708)、機関車運搬工、機械整備工(823)、削岩工、クレーン運転工(848)

仕事の概要

重機械（パワーショベル、ドラグショベル、ジャンボー、ブルドーザー等）、一般機械（フォークリフト、エレベーター、ウインチ等）の建設機械を運転して、掘削、積込み、運搬などをする仕事に従事する者をいう。

除外

1） 専ら、機械の監視、誘導、修理などの仕事に従事する者
2） 専ら、建物の取り壊し、足場の架設及び除去の仕事に従事する者

850 玉掛け作業員

○（含まれる職種） 玉掛工、スリング掛工
×（含まれない職種） クレーン運転工(848)

仕事の概要

荷の積みおろし、移動のため、クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置のフックに各種荷物を引掛け、クレーン等の運転者に積みおろしの合図を送る仕事に従事する者をいう。

説明事項

玉掛けの作業は、クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）に基づき、都道府県労働局長に当該業務に係る免許を受けた者又は登録を受けた者が行う「玉掛け技能研修」、若しくは、職業能力開発促進法に基づく「玉掛け科の訓練」を修了した者、又は、その他厚生労働大臣が定める者でなければ行うことはできない。

除外

クレーン等の運転者に荷物の積みおろしの合図を送る仕事のみに従事する者

851 発電・変電工

○（含まれる職種） 火力・水力・原子力発電員、送電員、発電機運転員、火力・水力・原子力発電保守員、変電員、変電保守員、配電盤工
×（含まれない職種） 配電設備保守員、水門操作員、給水ポンプ作業員

仕事の概要

発電所、変電所、電気動力室において発電、変電、配電装置の操作、監視、点検、保守の仕事に従事する者をいう。

除外

1） 専ら、送電線、配電線の架設、修理、巡回、点検などの保守の仕事に従事する者
2） 専ら、水路作業、ポンプ復水器等の補機、温水装置の起動、運転、停止の作業及び汽かん作業に従事する者

852 電気工

○（含まれる職種） 電工、電路工、ケーブル接続工、内線工、外線工、高圧線工、配線工
×（含まれない職種） 電気技術者、電気機械運転工、電気雑役工、電気土工

仕事の概要

屋根の配線又は電気炉、電気照明設備その他の電気通信機械器具の配線、保全の仕事に従事する者をいう。

除外

1) 専ら、電気機械、電気装置、電気器具などの配線、組み立て、運転、操作又は修理の仕事に従事する者
2) 電柱、高圧線などの鉄柱、鉄塔の設置の仕事に従事する者

853 掘削・発破工

○（含まれる職種） 削岩工、掘進員、手掘員
×（含まれない職種） 支柱員、坑内運搬員

仕事の概要

坑内又は坑外において、削岩機を用いる仕事又はダイナマイト等火薬による発破作業によって、岩石を破砕し、掘進する仕事に従事する者をいう。

除外

1) 火薬の受渡しの作業又は破砕された岩石を坑外に搬出する仕事に従事する者
2) 坑内保安のための支柱の組立て又は軌道、索道の敷設、動力車の運転などの仕事に従事する者

854 型枠大工

○（含まれる職種） 型枠工、金属枠取付工

仕事の概要

木製又は金属製の型枠を用い、コンクリート型枠の組立て、取付け及び除去をする仕事に従事する者をいう。

855 とび工

○（含まれる職種） 杭打ち工、構造物解体工、家屋曳方工

仕事の概要

高所における下記の仕事及びそれに類似する作業に従事する者をいう。

1) 鉄筋コンクリート建築及び橋梁建設などにおける足場の組立て、解体及び杭打ちの仕事
2) 木造建築における足場、柱の組立て、棟上げの作業又は建造物の移動、解体の仕事
3) 架設エレベーター、杭打機、巻き上げ等建設用機械の組立て、据え付けの仕事（時にはウインチ等簡単な機械の操作を行うこともある。）

856 鉄筋工

○（含まれる職種） 鉄筋切断工、鉄筋組立工、鉄筋成型工

仕事の概要

鉄筋の下ごしらえ、組立て（螺線などの組立て、結束）及び加工（鋸、ガスなどによる鉄筋の切断、屈曲、成型）などの仕事に従事する者をいう。

除外

鉄筋の組み合わせ部分の溶接、鉄筋の運搬、整理の仕事に従事する者

857 大工

○（含まれる職種） 建築大工、堂宮大工、数寄屋大工、造作大工
×（含まれない職種） 船大工、車大工、建具大工、大工見習、型枠大工(854)

仕事の概要

家屋、橋梁などの築造、屋内における造作などをする仕事に従事する者をいう。

858 左官

○（含まれる職種） 真壁塗工、モルタル工、プラスター塗工、漆喰塗工、人造石塗工、調剤練工、モルタル防水工
×（含まれない職種） アスファルト防水工、タイル張工、れんが積工、コンクリート作業員

仕事の概要

土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石などの壁材料を用いて、壁塗りなどをする仕事に従事する者をいう。

除外

材料の運搬の作業のみに従事する者又はタイル張り、れんが積み、はり石などにおける目地塗りの仕事に従事する者

859 配管工

○（含まれる職種） 給排水衛生士、冷暖房工
×（含まれない職種） 土管・コンクリート管敷設作業者

仕事の概要

建物における給排水、冷暖房、給汽給湯、換気などの設備工事に関する配管及び金属・非金属管の加工、装着などの仕事に従事する者をいう。

除外

各種の管の埋設のための土砂の掘削の仕事及び溶接、溶断の仕事のみに従事する者

860 はつり工

○（含まれる職種） こわし工

仕事の概要

コンクリート、れんが等構築物の表面のはつり取り、床、壁の穴あけ及びコンクリート壊しの仕事に従事する者をいう。

除外

石積み作業に伴う石の加工、成型の仕事に従事する者

861 土工

○（含まれる職種） 掘削土工、根切り土工、埋設土工、コンクリート工、ミキサー工
×（含まれない職種） コンクリート製品製造工、コンクリートミ

キサー運転工

仕事の概要

建設現場又は土木工事現場において、ある程度の技能を要し土砂の掘削、根切り、運搬の作業及び手又は機械によるコンクリート打ちの作業等高度の肉体労働に従事する者をいう。

除外

技能を必要としない土砂の運搬又は簡単な整地作業のみに従事する者及び練混された生コンクリートを運搬車で運搬する作業又は型枠の組立で、除去の作業のみに従事する者

862 港湾荷役作業員

○（含まれる職種） 船内荷役作業員、沿岸荷役作業員、上屋作業員

×（含まれない職種） フォークリフト運転者、ウインチ運転工

仕事の概要

港湾において、船積貨物の船舶・はしけへの積込み、若しくは取卸しの仕事、上屋などの荷さばき場への搬入、搬出、若しくは荷さばきの仕事に従事する者、又はふ頭、倉庫、トラック、貨車などの間で貨物の運搬、積み卸しの仕事に従事する者をいう。

除外

1） 専ら、フォークリフトの運転、ウインチの運転に従事する者

2） 専ら、貨物の保管の仕事に従事する者

863 ビル清掃員

○（含まれる職種） 床掃除人、内壁掃除人、床洗浄人、階段みがき人

×（含まれない職種） ガラス掃除人、窓ガラスふき作業員、煙突掃除人、ビル外装清掃員

仕事の概要

事務所、ビル、その他建物の床、内壁等の清掃に従事する者をいう。

説明事項

建物内で、ほうき、はたき、電気掃除機などを使ってゴミをとり、洗剤をブラシやぬれ雑きん(モップ等)につけて床や内壁を洗い、よごれを落とし、ワックス、樹脂等をつけてクリーナーでみがく仕事に従事する者をいう。

除外

1） 専ら、ガラス掃除に従事する者

2） 専ら、外壁の掃除に従事する者

3） 専ら、煙突の掃除に従事する者

864 用務員

○（含まれる職種） 雑役夫

×（含まれない職種） 守衛(602)、給仕従事者(505)、秘書、運搬夫、受付、ビル清掃員(863)

仕事の概要

事業所内外の清掃、後片付、従業員の用足し、使い走りを行うほか、手不足の際、荷物の梱包、発送を手伝う等、事業所の系統的な本来の仕事とは直接関係のない種々の雑務、雑役的な仕事に従事する者をいう。

除外

1） 専ら、守衛、給仕従業者、秘書、運搬夫、受付等の一定の仕事に従事する者

2） 専ら、掃除だけに従事する者